2026 年 9 月 11 日

新株予約権者　各位

東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号
株式会社 grabss
代表取締役社長　下平　誠一郎

定款変更に関する公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和 8 年 10 月 9 日です。

以上